

京都市消防局公印規程

昭和 5 9 年 3 月 2 8 日

京都市消防局訓令乙第 9 号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局公印規程の全部を次のように改正する。

京都市消防局公印規程

(目的)

第 1 条 消防局における公印及びその取扱いに関しては、別に定めるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(公印)

第 2 条 この訓令において、公印とは、次に掲げる印とする。

- (1) 消防局、消防長、消防局長（以下「局長」という。）及び消防局次長の名称を刻印したもの
- (2) 部長（総務部長、予防部長及び警防部長をいう。以下同じ。）、室長（消防団・自主防災推進室長をいう。以下同じ。）、学校長（消防学校長をいう。以下同じ。）及び所属長（消防団・自主防災推進室にあっては、室長を除き、消防団課長及び自主防災推進課長を含む。）の名称を刻印したもの
- (3) 消防分署専用の消防署長の名称を刻印したもの

(職務代理の場合の公印)

第 3 条 局長その他の職員に事故があるため、又は局長その他の職員が欠けたため、他の職員がその職務を代理する場合においては、当該局長その他の職員の公印は、その職務を代理する職員の公印とみなす。

(公印の使用区分等)

第 4 条 公印の使用区分、書体及び寸法は、別表第 1 のとおりとする。

2 公印を新調し、改刻し、又は廃止するときは告示する。

(公印保管者等)

第 5 条 公印を保管させるため、公印保管者（以下「保管者」という。）を置く。

2 保管者は、別表第 2 のとおりとする。

3 保管者は、保管者である旨を文書管理システム（京都市消防公文書取扱規程（以下「公文書規程」という。）第 2 条第 7 号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）に登録しなければならない。

4 保管者は、公印を慎重に取り扱い、紛失、不正使用等のないように厳重に保管すると

ともに、常に鮮明に押印できる状態にしておかなければならない。

- 5 保管者は、公印の保管の職務を補助させるために、公印保管補助者（以下「保管補助者」という。）をあらかじめ指名しておくとともに、文書管理システムにその旨を登録しなければならない。
- 6 保管者は、公印使用簿（第1号様式）を作成しなければならない。

（押印手続）

第6条 公印を使用する者（以下「公印使用者」という。）は、文書管理システムを利用して意思決定を行ったときは、文書管理システムにより、公印を保管する所属に対して、公印の押印のための申請（以下「公印申請」という。）をしなければならない。

- 2 公印使用者は、押印を必要とする文書（以下「押印文書」という。）に係る次の各号に掲げる添付文書の種別に応じ、当該各号に掲げる文書を保管者又は保管補助者（以下「保管者等」という。）に提示しなければならない。

(1) 電磁的記録 押印文書

(2) 紙の文書 押印文書及び当該添付文書の付いた添付文書回議票（公文書規程第8号様式に規定する添付文書回議票をいう。）又は紙決裁（公文書規程第2条第10号に規定する紙決裁をいう。）の決定書

- 3 保管者等は、前項の規定により提示された押印文書と当該決定書とを照合し、押印を適当と認めたときは、公印申請が行われた決定書にあつては文書管理システムに承認の意思を登録し、その他の決定書にあつては公印使用者に公印使用簿及び当該決定書に必要な事項を記入させたうえ、自ら押印しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、局長がやむを得ないと認めるときは、保管者等は、保管者が指定する場所において保管者等の視認の下に、公印使用者に押印させることができる。

（印影の印刷）

第7条 公印の印影は、局長が必要と認めるときは、これを印刷することができる。

- 2 公印の印影を印刷しようとするときは、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に合議のうえ、局長の決定を受けなければならない。
- 3 印刷に使用した印影及び原版は、直ちに廃棄するとともに、公印の印影を印刷した文書は、厳重に保管しなければならない。
- 4 公印の印影を印刷に使用するため、電子計算機を使用して磁気ディスクその他これに類する記録媒体（以下「磁気ディスク等」という。）に公印の印影を記録しようとするときは、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に合議のうえ、局長の決定を受けなければならない。
- 5 磁気ディスク等に公印の印影を記録したときは、記録に使用した印影を直ちに廃棄するとともに、磁気ディスク等に記録した公印の印影を使用する必要がなくなったときは、速やかに、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に合議のうえ、局長の決定を受けて、当該公印の印影を消去しなければならない。

(新調、改刻及び廃止)

第8条 保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止する必要を認めたときは、総務課長に合議のうえ、局長の決定を受けなければならない。

2 総務課長は、前項の規定による決定があったときは、規程等の改正その他必要な措置をとらなければならない。

(公印台帳)

第9条 総務課長は、公印台帳(第2号様式)を備えて、公印の所在を明確にしておかなければならない。

(調査及び報告)

第10条 局長は、公印の適正な管理を図るため、必要と認めたときは、保管、使用状況等を調査し、又は保管者に報告を求めることができる。

(事故報告)

第11条 保管者は、公印の紛失その他事故のあったときは、公印事故報告書(第3号様式)により、直ちに総務課長を経て局長に報告しなければならない。

2 局長は、前項に規定する報告を受けたときは、必要な措置をとるものとする。

(施行細目)

第12条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年10月1日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月29日京都市消防局訓令乙第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年11月1日京都市消防局訓令乙第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第14号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第10号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日京都市消防局訓令乙第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この訓令による改正後の京都市消防局公印規程第5条の規定は、平成19年4月1日以後に起案する決定書について適用する。

附 則（平成20年3月31日京都市消防局訓令乙第9号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この訓令による改正後の京都市消防局公印規程第6条の規定は、平成20年4月1日以降に公印申請を行うものから適用する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月6日京都市消防局訓令乙第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日京都市消防局訓令乙第17号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日京都市消防局訓令乙第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日京都市消防局訓令乙第3号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

種 類		使 用 区 分	書 体	寸 法
消 防 局 印		一 般 文 書 用	れい書	24 ミリメートル平方
		消防公務証、消防職員証、消防団員証及び消防警戒区域立入証用	てん書	直径 15 ミリメートル
		給 与 証 明 用	れい書	15 ミリメートル平方
		指定自動車工場用	てん書	21 ミリメートル平方
消 防 長 印		一 般 文 書 用	てん書	24 ミリメートル平方
		携 帯 紙 票 用	てん書	15 ミリメートル平方
		予防部指導課専用	てん書	21 ミリメートル平方
消 防 局 長 印		賞 状 用	てん書	45 ミリメートル平方
		一 般 文 書 用	てん書	24 ミリメートル平方
		携 帯 紙 票 用	てん書	15 ミリメートル平方
消 防 局 次 長 印		一 般 文 書 用	てん書	24 ミリメートル平方
部 長、室 長 及 び 学 校 長 印		一 般 文 書 用	てん書	24 ミリメートル平方
所 属 長 印	課 長 印	一 般 文 書 用	てん書	21 ミリメートル平方又は 22 ミリメートル平方
	消 防 署 長 印	賞 状 用	てん書	30 ミリメートル平方
		一 般 文 書 用	てん書	18 ミリメートル平方
消 防 分 署 専 用 消 防 署 長 印		一 般 文 書 用	てん書	18 ミリメートル平方

備考 寸法は、用途、定数等により変更することができる。

別表第 2（第 5 条関係）

種 類	保 管 者
消防局印（指定自動車工場用を除く。）、消防長印（消防同意事務用を除く。）、消防局長印及び消防局次長印	総 務 課 長
消 防 長 印 （ 予 防 部 指 導 課 専 用 に 限 る 。 ）	予 防 部 指 導 課 長
消 防 局 印 （ 指 定 自 動 車 工 場 用 に 限 る 。 ）	警 防 部 警 防 課 支 援 担 当 課 長
部長印、室長印及び学校長印	部、室及び学校の庶務を担当する課長
所 属 長 印	当 該 所 属 長
消 防 分 署 専 用 消 防 署 長 印	消 防 分 署 長

第1号様式（第6条関係）

[illegible]

第 2 号様式（第 9 条関係）

種 類		印 影
公 印 保 管 者		
使 用 区 分		
書 体		
寸 法		
印 材		
使用開始年月 日	年 月 日	
廃 止 年 月 日	年 月 日	

第3号様式（第11条関係）

公 印 事 故 報 告 書

(あて先) 消 防 局 長	年 月 日
	公印保管者名

京都市消防局公印規程第11条の規定により、次のとおり報告します。	
名 称	印 材
保管場所	公印保管補助者名
事故発生日時 年 月 日 時 分	事故発生場所
事故の内容	
事故発生時の保管状況	